

原則購入禁止、許可対象物質

これらの物質を製品に使用する場合には、帝人グループの専門スタッフによる審査および事業の長による許可が必要です。

No	CAS No	名称
1	79-01-6	トリクロロエチレン
2		テトラクロロエチレン
3	56-23-5	四塩化炭素
4	1803-12-9	トリフェニルスズ=N, N-ジメチルジチオカルバマート
5	379-52-2	トリフェニルスズ=フルオリド
6	900-95-8	トリフェニルスズ=アセタート
7	639-58-7	トリフェニルスズ=クロリド
8	76-87-9	トリフェニルスズ=ヒドロキシド
9		トリフェニルスズ脂肪酸塩(脂肪酸の炭素数が9、10又は11のものに限る。)
10	7094-94-2	トリフェニルスズ=クロロアセタート
11	2155-70-6	トリブチルスズ=メタクリラート
12		ビス(トリブチルスズ)=フマラート
13		トリブチルスズ=フルオリド
14		ビス(トリブチルスズ)=2, 3-ジプロモスクシナート
15	56-36-0	トリブチルスズ=アセタート
16	3090-36-6	トリブチルスズ=ラウラート
17	4782-29-0	ビス(トリブチルスズ)=フタラート
18	67772-01-4	アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリブチルスズ=メタクリラート共重合体(アルキル=アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。)
19	6517-25-5	トリブチルスズ=スルファマート
20		ビス(トリブチルスズ)=マレアート
21	1461-22-9 7342-38-3	トリブチルスズ=クロリド
22	85409-17-2	トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物
23	26239-64-5	トリブチルスズ=1, 2, 3, 4, 4a, 4b, 5, 6, 10, 10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1, 4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物
24		鉛(Pb)
25		水銀(Hg)
26		カドミウム(Cd)(100ppm以上)
27		6価クロム(Cr ⁶⁺)
28		ポリ臭化ビフェニール(PBB)
29		ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)
30	117-81-7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル
31	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル
32	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル
33	84-69-5	フタル酸ジイソブチル
34		ノニルフェノール(エトキシレート体含む)(100ppm以上)
35	140-66-9	4-t-オクチルフェノール (エトキシレート含む)
36	335-67-1	ペルフルオロオクタタン酸(PFOA)

* 混合物の場合、特に記すもの以外、含有率1000ppm以上のものとする